

番号：130783

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部乾燥畑作地帯第一課

案件名：コメ振興支援計画プロジェクト（マーケティング）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：マーケティング
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2013年9月下旬から2013年12月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 2.17M/M、合計 2.62M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地調査期間	整理期間
4日	65日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：8月28日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：

1) 業務方針の的確性	6点
2) 業務方法の整合性、現実性等	12点
3) 当該業務実施上のバックアップ体制	2点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

1) 類似業務 ^{注1)} の経験	40点
2) 対象国又は同隣地域若しくは同類似地域 ^{注2)} での業務経験	8点
3) 語学力 ^{注3)}	16点
4) その他学位、資格等	16点

(計100点)

注1) 類似業務：農産物マーケティングに係る各種業務

注2) 対象国/類似地域：タンザニア/全世界（本邦含む。）

注3) 語学の種類：英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、GDPの約4分の1および輸出額の約2割程度を占め、かつ人口の4分の3の生計を支えており、タンザニアにおける経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。そのため2010/11年度から5年間を対象とする国家開発戦略「成長と貧困削減のための国家戦略フェーズII（MKUKUTA-II）」では、農業の成長率を2015年までに6.0%に上げることを目標としているが、農業セクター成長率は過去数年4~5%/年で推移している。その中でメイズに次ぐ穀物生産量（132万トン、2012年）であるコメは、技術的観点から生産増のポテンシャルが高くかつ換金作物であることから、「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、消費の増大に国内生産が追い付かずに、国内

消費量の 7～8%を占める 10 万トン以上を海外からの輸入に頼っている現状である。そのためタンザニアは国家稲作開発戦略 (National Rice Development Strategy: NRDS) を 2009 年に策定し、2008 年のコメ生産量 899,000 トンを 2018 年には 1,963,000 トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970 年代からキリマンジェロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。その成果として、「キリマンジェロ農業研修センター (KATC)」の機能が強化されるとともに、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法が確立された。引き続いて 2007 年～2012 年は、この研修方法を活用してコメ生産技術を全国に普及することを目的に、各地域を担当する農業研修所 (5 ヶ所) と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画 (タンライス-1)」が実施された。その結果として同プロジェクトでは、コメ生産性の向上を目標として約 40 ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果の発現が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、マーケティングや灌漑組合組織強化などの分野で「課題別研修」を実施した。

こうした状況を受けてタンザニア政府は我が国に対し、農業・食糧保障・協同組合省 (MAFC) 研修局とザンジバル農業・天然資源省 (MANR) をカウンターパート機関、同研修局の 6 研修所および MANR のキジンバニ農業研修所の計 7 ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけでなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けて JICA は、2012 年 11 月から 6 年間の予定で技術協力プロジェクト「コメ振興支援計画プロジェクト」(タンライス-2) を実施している。

タンライス-2 は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、これまでにチーフアドバイザー/マーケティング、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計 5 名が派遣されている。これら長期専門家に短期専門家を合わせて 6 分野 (普及/モニタリング・稲作栽培・ジェンダー・灌漑地区管理・マーケティング・バリューチェーン) を支援している。実施機関である 7 研修所から各分野に計 14 名～16 名の教官がカウンターパート (C/P) として配置されており、各分野の C/P 群は「タスクグループ」(TG) と称される。

現在、プロジェクト開始から約半年が経過し、その間にプロジェクトの共通理解の醸成と基礎的整備を行った後、長期派遣専門家が主に指導する 4 分野で TG 会議を開催して全体活動計画案・年間活動計画案を策定している。

本専門家の派遣目的は、マーケティング分野の 1 年目の活動として、タンライス-1 の活動結果を分析して問題点・課題・対象グループを明確にした上で、コメセクターにおけるマーケティングの位置づけを整理し、さらに先進事例を調査して課題の達成方法を検討して、それら結果を基にタンライス-2 における活動計画案の策定を支援することである。

7. 業務の内容

本コンサルタントは技術協力の仕組み及び手続きを十分把握の上、他の専門家と協力し、円滑な協力の実施を行う。

具体的担当事項は次の通りとする。

本コンサルタントは技術協力の仕組み及び手続きを十分把握の上、他の専門家と協力し、マーケティング専門家として TG メンバーに対する技術移転を担当する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[マーケティング]

(1) 国内準備期間 (2013 年 9 月中旬)

- 1) タンザニアのコメセクターにおけるマーケティングの位置づけ及びタンライス-1 に係る関連資料の収集・整理・分析を行い、当該案件の実施に必要な情報を取得する。
- 2) 上記 1) の分析結果を基に、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務計画書 (和文・英文) を作成し、JICA 農村開発部に提出する。

(2) 現地派遣期間 (2013 年 9 月下旬～11 月中旬)

- 1) C/P 機関及び JICA タンザニア事務所に業務計画書を提出し、内容の確認を行う。

- 2) プロジェクト専門家・KATC の T G メンバーとの協議を通じて、次の評価調査のための準備業務を行う。
 - ① タンライス-1 で実施されたマーケティング分野の課題別研修について、その研修方法・研修内容・研修教材・研修実施地区を把握するとともに、コメセクターにおけるマーケティングの位置づけを整理する。
 - ② 研修の目的が「農民組織が自分たちの置かれた状況・問題を理解し、活用できるリソースを使い、自分たちで取り組める改善策を作る助けをする」であるという観点から、タンライス-1 で研修した灌漑地区の研修効果把握のための調査項目を C/P とともに検討する。
 - ③ 既研修区（全 4 ケ所）の中から、様々な自立段階にある 3 灌漑地区を選定する。
 - ④ 現地調査のため、インタビュー対象者との連絡等の準備を行う。（各灌漑地区を訪問して、(a) そのリーダー・書記・キーファーマー・普及員を加えた 4 名～5 名に対して質問票を用いたグループインタビューを各地区で行うこと、(b) 関係施設の視察を行うことを想定）
- 3) KATC の T G メンバーとともに、上記 2) で選定された 3 地区の評価調査を以下の要領で行う。
 - ① 評価対象第 1 地区の調査を実施し、分析を行って評価方法/調査項目の改訂を行う。
 - ② 上記 1) の結果を踏まえて、第 2 地区と第 3 地区の調査を実施する。
 - ③ 調査結果を整理・分析して研修内容/方法/教材の改訂案を作成する。
- 4) マーケティング分野に係る支援の全体像を把握する。
 - ① コメのマーケティング分野支援を行っている関係アクター（NGO、他ドナー、政府機関など）を把握し、その中から少なくとも 3 アクターを選定する。
 - ② 対象アクターを訪問して、これら機関におけるマーケティングの定義、タ国における各機関の対象支援分野、マーケティング支援に係る活動範囲・活動内容等を情報収集する。
 - ③ 調査結果を整理・分析して、タンザニアのコメセクターにおけるマーケティングの位置づけを整理する。
- 5) タンライス-2 における改善に向けた参考として、マーケティング分野で先進的な試みを実施している事例の調査・分析を行う。
 - ① 上記 4) や C/P からの情報を踏まえて、様々な先進的な取り組みをしている 2～3 地区/農家グループを選定する。
 - ② それら地区/農家グループを調査対象として、タンライス-2 の研修内容/方法/研修教材の改訂案を検討する観点から調査項目を決定する。
 - ③ 選定された地区/農家グループを訪問して、当該グループのリーダー・書記・キーファーマー・普及員等 4 名～5 名にグループインタビューを実施するとともに、関係施設の視察を行い、マーケティング分野の先進的な試みに係る事例を分析し、取りまとめる。
- 6) 研修改訂案の最終化のため、上記の評価調査・インタビュー調査・先進事例調査結果から研修内容/方法/研修教材の改訂案を総合的に検討する。
- 7) 11 月上旬に開催が予定されている T G 会議において、下記の内容について C/P とともに行う。
 - ① 上記 3) から 5) までの調査結果と上記 6) の改訂案を共有する。
 - ② コメのマーケティング分野支援（課題別研修）に係る全体計画案と初年度計画案の策定を支援する。全体計画の内容は、対象地域/グループ（誰に対して）、活動内容（何を）・到達目標（どこまで）・方法（どのように）の実施案とし、また、到達目標（指標を含む）を具体的に示す。
 - ③ T G 会議では、T G メンバーの個別データの事前収集と会議での討議を通じて、T G メンバーである C/P のマーケティングに係るキャパシティ分析と育成上の課題の検討を行う。その際、プロジェクト終了後に C/P 自身がコースを実施できる能力の養成課程の提案(Exit plan)を念頭に置いて検討する。
- 8) 上記 (2) ～ (7) までの結果を踏まえて、現地業務結果報告書（英文）を作成し、

プロジェクト関係者及び JICA タンザニア事務所に報告・提出を行う。

(3) 帰国後整理期間 (2013 年 11 月下旬)

- 1) 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は

(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン

和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)

(2) 現地業務結果報告書

和文要約 2 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)

(3) 専門家業務完了報告書 (灌漑施設簡易補修技術マニュアルを含む)

和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ (CD、写真データ等を含む) も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2013年9月28日～12月14日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです (本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・ チーフアドバイザー/マーケティング (長期派遣専門家)
- ・ 稲栽培技術 (長期派遣専門家)
- ・ 水管理/農民組織 (長期派遣専門家)
- ・ 稲作普及/モニタリング (長期派遣専門家)
- ・ 業務調整 (長期派遣専門家)
- ・ ジェンダー (短期専門家)

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり

- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供
農業食糧保障組合省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（インターネットは使用可能ですが、回線の状況が不安定な場合があります。）

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ 詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>)

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。
- 2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書（Exemption Certificate:EC）または就労許可証（Work Permit:WP）を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、本業務実施契約（単独型）締結後、当機構タンザニア事務所より必要書類等をお知らせします。
- 3) タンザニア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、機構タンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。

以上